

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景・趣旨

### (1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定

本市では、平成26年度に「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんなしあわせ 安城市～」を基本理念（テーマ）として、「第4次安城市障害者計画」および「第4期安城市障害福祉計画」を一体的に「安城市障害者福祉計画」として策定して、各種施策を推進しています。

この数年間においては、地域生活支援拠点等の面的整備、住まいとしてのグループホームの整備等が進んでいます。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）に基づく「障害福祉計画」は3年ごとに見直すこととなっており、第4期計画は平成29年度に目標年度を迎えることから、計画の評価を行うとともに新たな課題について検討し、計画の見直しを行うこととしました。

また、児童福祉法において、障害児通所支援等の提供体制を整備し、サービスの円滑な実施を確保するため「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、「第5期安城市障害福祉計画」と「第1期安城市障害児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

### (2) 障害者総合支援法施行3年後の見直し

平成25年4月に施行された障害者総合支援法の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていました。

平成27年12月、国の社会保障審議会障害者部会において、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がまとめられ、これを踏まえて平成28年6月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。見直しの概要は次のとおりです。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成 28 年 6 月 3 日公布）

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
- (2) 就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
- (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
- (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
- (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

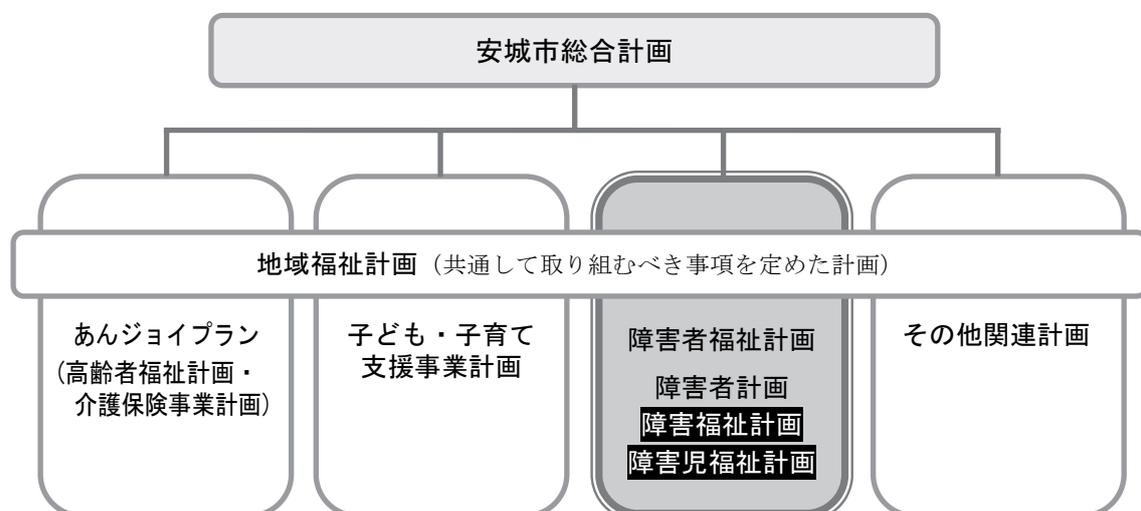
- (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- (3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日：平成 30 年 4 月 1 日（2.(3)については平成 28 年 6 月 3 日）

(3) 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

図表 1 - 1 計画の位置づけイメージ図



## 2 基本指針

障害者総合支援法、児童福祉法の改正等を踏まえ、これまでの「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が全部改正され、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定にかかる「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」といいます。)が告示されました。

### ＜基本指針のポイント＞

#### 【基本指針の見直しの主なポイント】

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

#### 【成果目標】

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
- ③地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

#### 【その他の見直し】

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 難病患者等への一層の周知
- ・ 障害者等の芸術文化活動支援
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

基本指針に基づき、次の考え方のもと、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の整備を推進します。

### (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者総合支援法においては、障害者および障害児（以下「障害者等」といいます。）が日常生活または社会生活を営むための支援は、地域共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保およびどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念に掲げています。

児童福祉法においては、平成28年の改正により、その理念が示されています。

- 
- 1) 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
  - 2) 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める。
  - 3) 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
  - 4) 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

本市では、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえるとともに、インクルージョンの理念のもと、障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

## **(2) 地域生活への移行の推進と地域生活の継続の支援**

障害者等の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応した、共同生活援助、地域移行支援等の充実等、サービス提供体制の整備を推進します。さらに、障害者等の生活を地域全体で支える体制を整備するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

特に、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域での生活に係る相談、一人暮らしの体験の機会・場の提供、緊急時の短期入所の受入、地域で見守り等を行うコーディネーターの配置による地域の体制づくりを行う機能等が求められており、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能の追加・充実を図っていきます。

## **(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進**

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を促進します。さら

に、福祉施設から一般就労への移行のみならず、特別支援学校卒業生や離職者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取り組みを、関係機関、サービス提供事業者等と協力して進めます。

同時に、障害者の多様なニーズに応えられるよう、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- 1) 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- 2) 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- 3) 医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

#### (5) 相談支援体制の充実

障害者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が重要です。

障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう、引き続き体制の確保に努めます。また、基幹相談支援センターを核とした相談のネットワークの構築を図ります。

#### (6) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市を、障害児入所支援については県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンを推進します。

### 3 計画の期間

これらの計画の期間は、平成30年度から2020年度までの3年間とします。

図表 1-2 計画の期間

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
安 城 市 障 害 者 福 祉 計 画	障害者計画	第4次障害者計画					第5次障害者計画				
	障害福祉計画	第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画				
	障害児福祉計画				第1期障害児福祉計画		第2期障害児福祉計画				

### 4 計画の策定体制

障害者等の当事者のニーズ、関係団体、サービス事業者、市民からの意見を得ながら計画を策定するため、次の協議の場や意見を聞く機会を設けました。

#### (1) 障害者福祉計画策定委員会

障害者等やその家族等の当事者団体の代表、福祉・地域・医療・保健・教育・就労に関係する団体の代表者、公募市民で構成する「障害者福祉計画策定委員会」において、計画についての協議を行いました。

#### (2) 関係団体等懇話会

次の関係団体の協力を得て懇話会を開催しました。書面および意見交換により、障害者等の現状と課題についての意見、計画に対する提案等をいただきました。

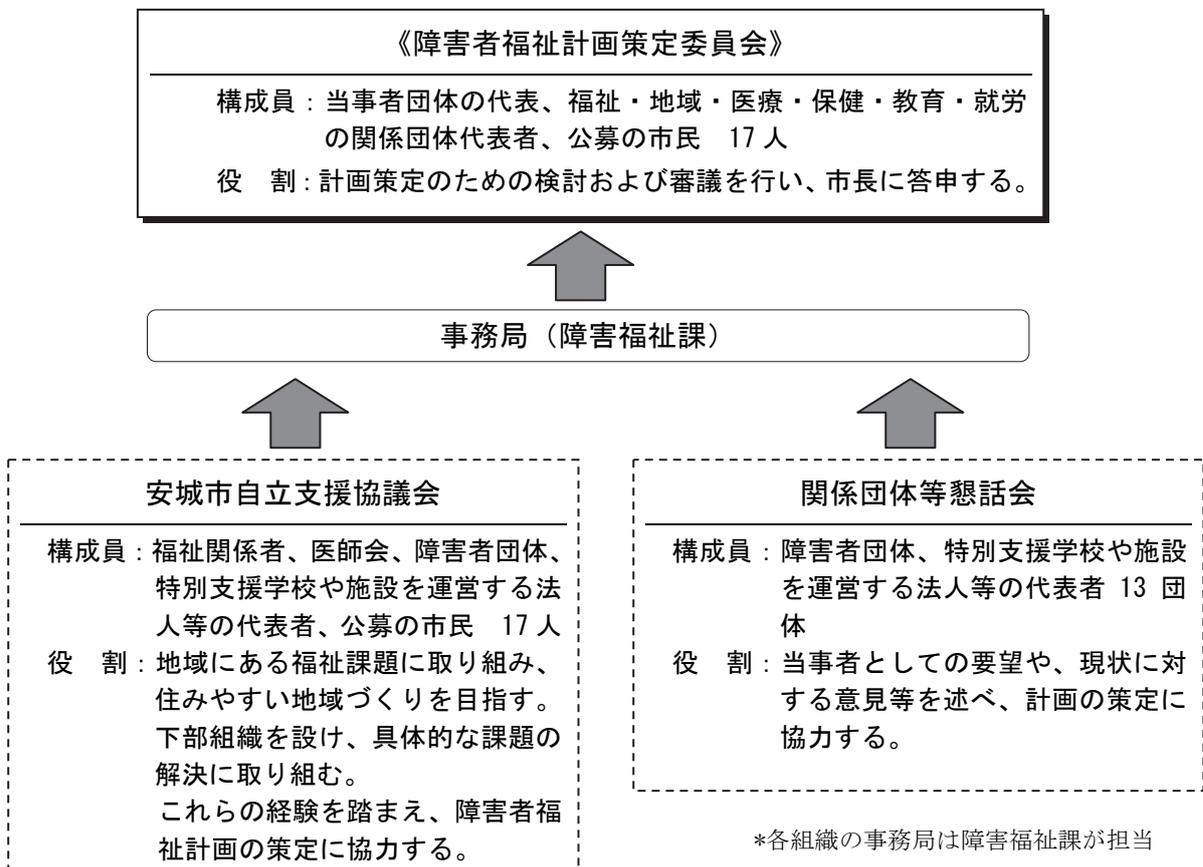
図表 1-3 関係団体等懇話会の構成団体

安城市身体障害者福祉協会
安城市心身障がい児を持つ親の会「ひまわり会」
安城市手をつなぐ親の会
精神障害者安城地域家族会「ぶなの木会」
愛知県立岡崎特別支援学校
愛知県立安城特別支援学校
社会福祉法人 めくもり福祉会
社会福祉法人 聖清会
社会福祉法人 ポテト福祉会
社会福祉法人 ぶなの木福祉会
社会福祉法人 観寿々会
特定非営利活動法人 育て上げネット中部虹の会
安城市ボランティア連絡協議会

### (3) 安城市自立支援協議会

計画の進捗状況の報告を行いました。また、アンケート調査の調査項目に対する意見や障害者福祉計画策定に対する意見等をいただきました。

図表 1-4 策定体制図



---

#### (4) アンケート調査

##### ① 障害者福祉に関するアンケート

計画策定に先立ち、障害者等に対し、健康状態、支援者の状況、住まいの状況、日中の過ごし方、サービスの利用意向・改善点、外出の状況、相談等について、アンケート調査（1,500人、無作為抽出）を実施しました。調査期間は平成29年2月14日～2月28日です。

##### ② 第1期安城市障害児福祉計画の策定に係るアンケート

障害児の保護者に対し、保育園・幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況・利用意向等について、各事業所を通してアンケート調査（225人、無作為）を実施しました。調査期間は平成29年9月15日～9月22日です。

これらの調査結果の概要は、巻末資料に掲載しています。

5 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、障害者等の支援の必要の度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付には「介護給付」（①～⑨）と「訓練等給付」（⑩～⑮）があります。

なお、⑬就労定着支援、⑭自立生活援助は、平成28年の法改正により制度化されたサービスであり、平成30年度から開始されます。

図表 1-5 障害者総合支援法のサービス体系

